

# 令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：屋久島町

## 1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	91.8 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	76.6 %
全職員	64.6 %

## 2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

\* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

### (1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	— %
本庁課長相当職	98.2 %
本庁課長補佐相当職	96.4 %
本庁係長相当職	96.5 %

### (2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	97.8 %
31～35年	94.0 %
26～30年	94.5 %
21～25年	101.6 %
16～20年	97.1 %
11～15年	87.6 %
6～10年	91.3 %
1～5年	70.1 %

### 【説明欄】

- ・男性の 64.8%は任期の定めのない常勤職員である一方、女性における任期の定めのない常勤職員は 28.6%にとどまる。
- ・扶養手当については、世帯主となっている男性に支給している割合が多く、扶養手当の受給者に占める男性職員の割合は 79.6%である（任期の定めのない常勤職員）。
- ・住居手当についても、契約者となっている男性に支給している割合が多く、住居手当の受給者に占める男性職員の割合は 82.2%である（任期の定めのない常勤職員）。

\* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。